

<div style="text-align: right;">時間の区分</div> <div style="text-align: left;">区域の区分</div>	昼間 午前8時～ 午後7時	夜間 午後7時～ 翌日午前8時
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	60dB	55dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域(工業専用地域を除く)	65dB	60dB

備 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域(工業専用地域を除く)については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域における基準は、上の表で定める数値からそれぞれ5dBを減じるものとする。